

四日市市告示第127号

四日市市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成28年四日市市告示第151号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>意思疎通支援者派遣事業</u> 実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、<u>聴覚、言語機能又は音声機能</u>の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために専門技術を有する手話通訳者<u>及び要約筆記者</u>（<u>四日市市意思疎通支援者に関する要綱（令和2年四日市市告示第129号）</u>に定められた者。以下「通訳者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、社会的障壁を除去し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。</p>	<p>四日市市<u>手話通訳者派遣事業</u> 実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、<u>聴覚及び言語機能、音声機能</u>の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために専門技術を有する<u>手話通訳者</u>（<u>四日市市手話通訳者に関する規則（平成28年四日市市規則第27号）</u>に定められた者。以下「通訳者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、社会的障壁を除去し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。</p>

(派遣の申請等)

第6条 (略)

- 2 申請者は、通訳者の派遣を希望する日の7日前までに、四日市市意思疎通支援者派遣依頼書兼決定(却下)通知書(第1号様式。以下「依頼書兼決定通知書」という。)により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(運営協議会の設置)

第10条 (略)

- 2 協議会は、次の各号に掲げる者によ

(派遣の申請等)

第6条 (略)

- 2 申請者は、通訳者の派遣を希望する日の7日前までに、四日市市手話通訳者派遣依頼書兼決定(却下)通知書(第1号様式。以下「依頼書兼決定通知書」という。)により、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りではない。

(報告)

- 第10条 通訳者は、手話通訳業務の終了後、速やかに職務の概要その他必要と認める事項を記録して市長に報告しなければならない。

(派遣の報酬等)

- 第11条 市長は、通訳者の報告書により適正に手話通訳業務が行われたことを確認したときは、別に定める基準に基づく報酬を、通訳者に支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、市長は第4条第2項ただし書の規定により、通訳者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

(運営協議会の設置)

第12条 (略)

- 2 協議会は、次の各号に掲げる者によ

って構成するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

第11条 (略)

って構成するものとする。

(1) (略)

(2) 第2条で定める通訳者2名以内

(3) (略)

第13条 (略)

第1号様式を次のように改める。

四日市市意思疎通支援者派遣依頼書兼決定(却下)通知書

年 月 日

四日市市長

申請者	住所
	氏名
	FAX・電話 ()

四日市市意思疎通支援者派遣事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通訳者の派遣を申請します。

方法	手話通訳 ・ 要約筆記	手書き (全体投影・ノートテイク)	パソコン (全体投影・ノートテイク)
日時	年 月 日 ()		時 分から 時 分まで
行き先名			
行き先の住所・TEL	(住所)	(TEL)	
派遣対象の聴覚障害者等	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	待合わせ時間	
		待合わせ場所	
内容			
備考			

※以下は記入しないでください。

通訳者派遣決定(却下)通知書	
次のとおり通訳者の派遣を決定(却下)しましたので通知します。	
年 月 日	
<input type="checkbox"/> 1	右記の者を派遣します。 _____
<input type="checkbox"/> 2	却下します。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(四日市市要約筆記者派遣事業実施要綱の廃止)
- 2 四日市市要約筆記者派遣事業実施要綱（平成28年四日市市告示第152号）は、
廃止する。

(健康福祉部障害福祉課)